

**地方公営企業法の
適用に関するマニュアル
(平成31年3月改訂版)**

はじめに

公営企業は、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく役割を担うとともに、料金等で経費をまかなう点で企業性を発揮することが求められます。今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要です。

そのため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定や、広域化、民間活用などの抜本的な改革が求められます。これらの取組を実効性あるものとするためには、公営企業会計の適用により、資産を含む自らの経営状況を比較可能な形で把握した上で、中長期的な経営の姿を的確に見通していくことが不可欠です。

総務省においては、公営企業会計の適用拡大に向けて、平成 27 年にロードマップ（以下「平成 27 年ロードマップ」という。）を提示し、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置づけた上で、人口 3 万人以上の団体を中心とした取組を推進してきたところですが、今般、平成 27 年ロードマップに基づく取組の進捗を踏まえ、公営企業会計の更なる適用拡大に向けた新たなロードマップ（以下「新ロードマップ」という。）を提示し、重点事業については人口規模を問わずすべての団体が公営企業会計に移行するとともに、重点事業以外の事業についても、できる限り移行することを要請したところです。

一方で、公営企業会計については、従来の官庁会計とは基本的な考え方や仕組みが大きく異なることから、すでに公営企業会計を適用している事業を有しない小規模な団体等においても、その仕組みや適用プロセスの理解を深め、その移行作業を円滑に進めることができるよう、取組支援策の一環として、公営企業会計への移行事務に関する従来のマニュアルを改訂することとしました。

具体的には、平成 27 年 1 月に公表した「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」をベースとしつつ、別途公表していた他のマニュアル、質疑応答集、先行事例集等を統合するとともに、移行作業を担う実務担当者が適用のためのプロセスごとに必要な情報を一元的に把握できるよう再構成しています。

また、内容面においても、これまでの取組における課題や対応方策等の蓄積を踏まえ、統一的な基準による地方公会計に基づく情報の活用や、公営企業会計への移行後の日常経理や決算についても丁寧に説明するとともに、質疑応答や先進事例等を追加するなど、記載内容の充実を図ることとしました。

各団体におかれては、それぞれの地域で住民生活を支える公営企業の持続可能な経営の確保に向けて、本マニュアルを活用し、新ロードマップに基づく公営企業会計への移行事務に適切に取り組んでいただければ幸いです。

目 次

第1編 地方公営企業法適用の手引

第2編 参考資料

第3編 地方公営企業法の適用に関する先行事例集

第4編 質疑応答集

